

八潮南部東地区の情報紙

まちづくりニュース No.37

編集・発行：草加都市計画事業八潮南部東一体型特定土地地区画整理事業 施行者 八潮市

宅地造成や街路築造工事等を進めています

土地地区画整理事業地内では、順次、宅地造成や街路築造工事等を進めています。
これらの工事により、仮換地の使用収益を開始し、建物移転を進め、街づくりを推進してまいります。
なお、令和7年度の工事予定箇所については、裏面をご確認ください。

●工事の様子

①街路築造工事（区6－83号線）



施工前（令和6年4月）



施工後（令和6年12月）

②宅地造成工事（101街区）及び街路築造工事（区8－8号線）



施工中（令和6年2月）



施工後（令和6年5月）

※工事写真の位置については、裏面（令和6年度事業進捗状況図）をご覧ください。

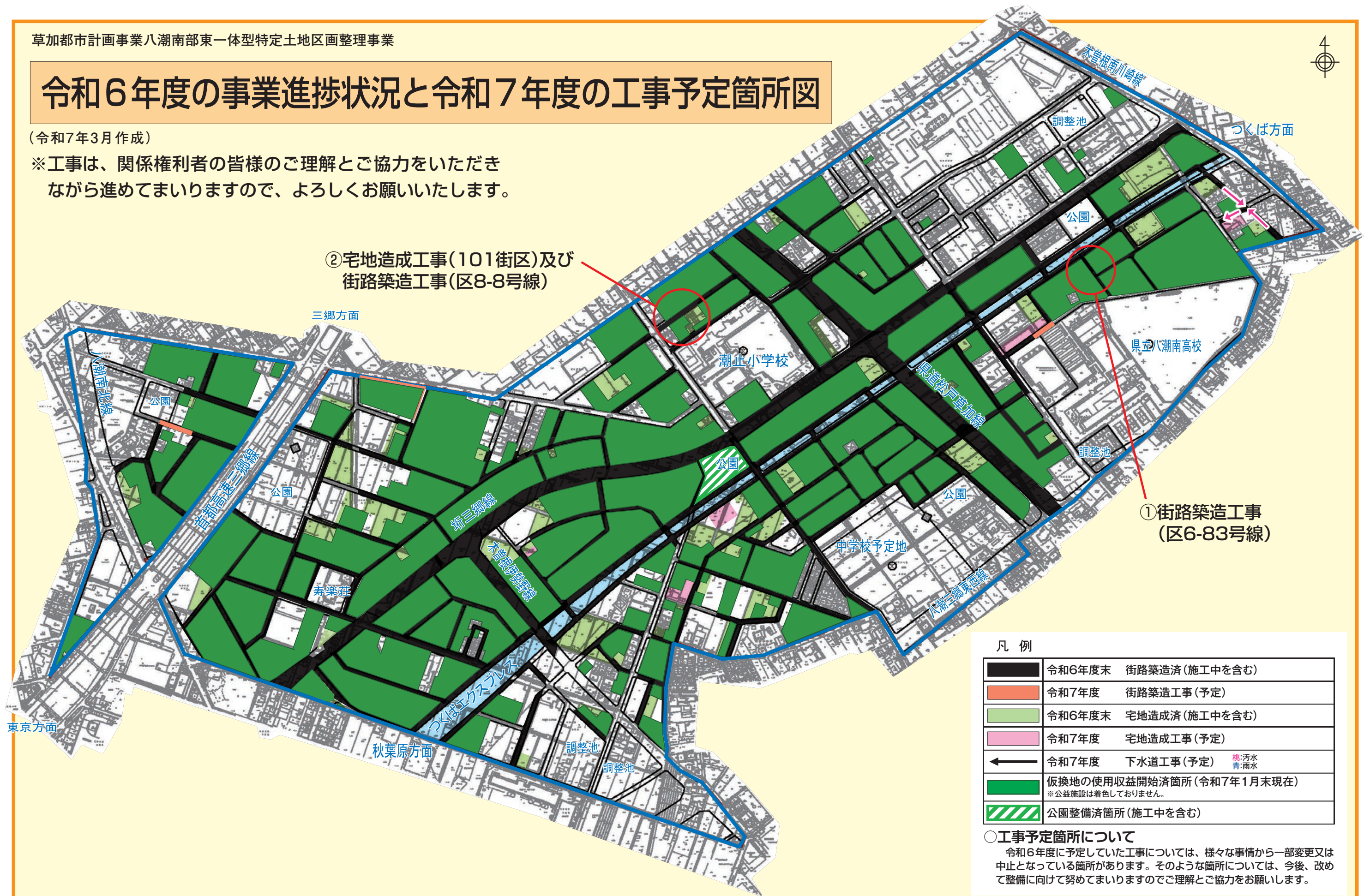
●建物移転後の様子



令和6年度の事業進捗状況と令和7年度の工事予定箇所図

(令和7年3月作成)

※工事は、関係権利者の皆様のご理解とご協力をいただきながら進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。



事業進捗状況(令和7年3月末予定)

仮換地指定率	使用収益開始率	建物移転率	街路築造率
86.7%	60.7%	74.5%	66.3%

○所有者が変わった場合は届出が必要です

土地の所有者に変更(売買や相続等)があった場合には、新しい所有者の方を把握する必要がありますので、換地担当まで届出ください。

○土地の造成や建築行為等を行う方はご注意ください

土地区画整理事業地内で、建築工事(増築等を含む)等を行う場合は、土地区画整理法第76条の規定に基づき、許可を受ける必要があります。また、土地の造成や工作物(塀等)の設置についても許可が必要となる場合がありますので、計画のある方は、換地担当にご相談ください。

○付け保留地について

付け保留地の購入がまだお済みでない方には、購入手続きのご案内に伺わせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。また、買受資金を金融機関から借り入れる場合は、その利子の一部を補助する制度があります。詳細については、事業推進担当までお問い合わせください。

○空き家となっている建物をお持ちではありませんか？

空き家を放置していると、建物の老朽化に伴う倒壊の危険性が高まるほか、不法投棄や放火のリスクも高まります。このことから、「まち」の安全確保のため、早期移転の可能性について検討いたしますので、空き家を所有している方は、所有建物が移転対象となっているかを含め、補償担当までご相談ください。

○電柱の宅地内建柱にご協力ください

道路上の電柱は、交通の妨げになり、通行者の安全に支障をきたすことから、宅地内への建柱をお願いしています。宅地内建柱について、東京電力パワーグリッド(株)又は東日本電信電話(株)(NTT東日本)が、お願いに伺った際には、ご理解とご協力をお願いいたします。

事業に対してのご意見、ご要望がございましたら、下記までご連絡ください。

住みやすさナンバー1のまち 八潮



問合せ先 八潮市 都市整備部 区画整理課(市役所3階)

〒340-8588 八潮市中央一丁目2番地1

TEL 048-996-2111(代) 内線(換地担当) 460

(補償担当) 883

(工務担当) 350

(事業推進担当) 452